(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
藤	藤	廿	七		

※該当箇所に ☑ すること。

1 政治団体の名称（ふりがな） 新時代政策研究会（しんじだいせいさくけんきゅうかい）

2 主たる事務所の所在地 〒~~130-0026~~ 171-0022 ~~東京都墨田区両国2-18-2~~ 東京都豊島区南池袋2-6-12 ~~さとうビル5F~~ 宮城ビル2F

3 代表者の氏名 戸口 勝正

4 会計責任者の氏名 酒井 雅樹

5 令和 7 年分

団体コード	1	5	2	0	5	7	7	9	2	0	0	0	9	2
前年繰越額	91円													

事務担当者の氏名 戸口 勝正

電話番号 070-9188-2812

受付	審査	確認
消込	パンチ	照合

677号 -8.4.30 東京都選挙管理委員会事務局

受付 8.9.15 収支公開室 第 号

活動区域の区分

全国（2都道府県以上）

資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☑ 無

↓は有の場合のみ記載すること

公職の種類 （現・候）

資金管理団体の届出をした者の氏名

（※）資金管理団体の指定の期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等

公職の種類等 （現・候）

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

2304

307110

（その２）

収　支　の　状　況

全国団体用

１　収支の総括表

収　入　総　額	91
（前年からの繰越額）	91
（本年の収入額）	0
支　出　総　額	0
翌年への繰越額	91

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0人

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附		
（うち特定寄附）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附		
(ｳ) 政治団体からの寄附		
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
イ　政党匿名寄附		
合　計　（ア ＋ イ）	0	

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　（注）有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

□　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

□　4　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和８年　４月３０日

政治団体の名称　　新時代政策研究会

会計責任者の氏名　　酒井　雅樹　　 

（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ**記載すること。）

代表者の氏名　　㊞

（注１）　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）　「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
（注３）　国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。